

事業紹介

人権相談・啓発等事業（大阪府委託事業）

I. 人権相談事業

1 府民向け人権相談事業

- 1) 人権相談窓口の開設
平日：月～金曜日 9:30～17:30（祝・年末年始除）
夜間：火曜日 17:30～20:00
休日：毎月第4日曜日 9:30～17:30
方法：電話、面談、ファックス、手紙、Eメール等
- 2) 「人権問題別集中相談」（第4日曜日）
当事者団体や支援団体の協力で人権問題別の相談
同和問題（4・10月）、セクシュアル・マイノリティ（5・11月）、
依存症（6・12月）、ひきこもり等（7・1月）、社会的養護（8・2月）、自殺防止（9・3月）
- 3) 「出張相談」
来訪しにくい場合に相談員が出張して相談を実施。
- 4) 「出張相談会」
就労等の相談会の会場において出張相談会を実施。

2 人権相談サポート事業

- 1) 市町村・地域における「ケース会議」の調整助言
- 2) 市町村等の相談事業への支援

3 専門家連携相談支援事業

- 1) 弁護士との連携
「人権相談弁護士ネットワーク」と連携し、相談員への助言、相談員が弁護士事務所に同行して相談。
日時：毎週金曜日 13:30～16:30
- 2) 他の専門家との連携
社会保険労務士等から電話・面談による助言。
- 3) 当事者団体・支援団体との連携
ピアカウンセリング等、当事者や支援者から助言。

4 相談事案等集約・分析事業

- 1) 相談事案等の集約
「人権相談機関ネットワーク」から相談事案を集約。
- 2) 相談事案等の分析
「相談等集約・分析企画委員会」で課題等を検討。
- 3) 相談等集約・分析の「まとめ」の情報発信と啓発
メールマガジンやホームページ等で情報発信。
- 4) 「相談事例研究会」（ケーススタディ）
相談事案等をもとにブロック別研究会で検討。

5 人権相談機関ネットワーク運営事業

- 1) 「おおさか相談フォーラム」の開催（2月頃）
- 2) 加盟機関の相談員のスキルアップの取り組み。
- 3) 加盟団体拡充の取り組み。

II. 人権啓発支援事業

1 人権啓発アドバイザー事業

- 1) 常勤アドバイザーの設置
市町村の要請に応じて人権啓発のアドバイス。
- 2) 専門アドバイザーによるアドバイス
人権啓発の専門家によるアドバイスを実施。

2 人権関連情報収集・提供事業

- 1) 人権関連情報の収集
①新聞等による人権問題の動向等の情報収集
②市町村や団体が行うイベント講座等の情報収集
- 2) メールマガジン「人権あらかると」（月2回）提供
- 3) 人権リレーエッセイをホームページで提供

3 講師リスト・紹介事業

- 1) 人権啓発の講師リストを作成し各市町村等に提供
近畿県内の人権啓発事例から講師リストを作成。
- 2) 人権啓発の講師を紹介

4 コミュニティづくり活動事例紹介事業

- 1) 人権尊重のコミュニティづくりの事例収集
①地域にかかわるコミュニティづくり
②人権問題にかかわるコミュニティづくり
- 2) 事例報告書の作成
収集事例から10事例程度を選んで報告書を作成。
- 3) コミュニティづくり実践交流会の開催
収集事例の発表と交流の場として交流会を開催。

III. 人材養成事業

1 人権総合講座事業

- 1) カリキュラム
総合的に人権問題を学ぶために、約120科目を段階別（基礎、応用、専門）に組んだ人権総合講座を開催。
- 2) 養成コース
6つの養成コースを設定し修了認定。
①人権総合相談員養成（基礎）コース
②人権総合相談員養成（応用）コース
③人権総合相談員養成（専門）コース
④人権担当者新転任養成コース
⑤人権啓発ファシリテーター養成コース
⑥人権コーディネーター養成コース